

令和6年9月

建物関係者 様

岡山市消防局  
消防総務部予防課

消防用設備等の定期点検等について（お願い）

平素から当市消防行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、消防法令で定められた建物の関係者（所有者・管理者・占有者）は、同法令等に基づき設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を管轄の消防署長に報告することとなっています。この定期的な点検、報告等は、建物を利用される方々の生命と財産を火災から守るために非常に重要であり、建物関係者が実施する義務があります。

また、テナントで新たに事業やお店を始める際にも、新たに消防用設備等を設置するため、各種届出が必要となる場合があります。

つきましては、リーフレットを参照し、消防法令の遵守及び火災予防の一助としていただければ幸いです。

また、当局では、消防訓練のやり方などに不安を抱えている事業所を対象に「火災予防サポート研修会」を実施しています。詳細は、リーフレットをご覧ください、参加をご検討願います。

消防法令及び火災予防上ご不明な点がございましたら、下記又は管轄の消防署までお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**

岡山市消防局消防総務部

予防課査察指導係

TEL：086-234-9974

E-mail：yobouka@city.okayama.lg.jp